ろうあ者相談員・市役所手話通訳者との
遠隔手話サービス　ご利用操作方法

釧路市役所福祉部障がい福祉課
TEL 23-5201　FAX 25-3522
メール sho-shougaihukushi@city.kushiro.lg.jp

＜利用前の準備＞

1．利用者が自分のスマートフォン、タブレット、パソコンなどに LINE のアプリをインストールする。

2．事前にメール、ファクス等で、通話を行う日時を連絡する。

【市役所 手話通訳者】

メール　：sentyoukyou2@ezweb.ne.jp
ファクス：（0154）25−3522

利用時間 ： 平日 午前10時～午後3時

【ろうあ者相談員】

メール　：deaf.kushiro@fork.ocn.ne.jp

利用時間 ： 平日 午前10時～午後4時

※土日や時間外に利用受付をされた場合は、平日に返信いたします

3．ろうあ者相談員等からメール、ファクス等で返信が来る。

※サービスの利用料は無料です。
ただし、サービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料等は利用者負担となります。

4．ろうあ者相談員等の LINE アカウントを検索し、友だち登録する。

＜アカウント名＞

・ろうあ者相談員…「身障センター」

QR コード

・手話通訳者…「市役所（中西）」

QR コード

＜利用当日＞

1．通話時間に、ろうあ者相談員等からビデオ通話がかかってくるので、「通話」を選択する

※基本的には全てろうあ者相談員等より発信いたします。

2．ろうあ者相談員等と繋がったら、手話で会話を行う。



3．会話が終了したら、軽くタップし、⊗を選択する。